

宮城県制度融資資金条件変更措置実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、最近の経済環境の変化等により県制度融資資金の返済に困難を来している中小企業者に対し、既往債務の融資条件の変更措置(以下「変更措置」という。)を講じることにより、経営の改善及び事業の継続を支援することを目的とする。

(対象者)

第2 適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、最近の経済環境の変化により県制度融資資金の返済に困難を来している中小企業者で、変更措置を受けることにより経営の改善及び事業の継続が見込まれるものを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立を行っている等実質的に経営が困難となっているものは、対象外とする。

(対象資金)

第3 別表に掲げるすべての県制度融資資金の既往債務を対象とする。

(条件変更措置)

第4 変更措置を受けようとする者が融資を受けた当時の県制度融資資金ごとに、別表に掲げる期間(最長償還期間に3年を加えた期間。ただし、流動資産担保活用資金(旧売掛債権担保活用資金)にあっては1年を加えた期間。)の範囲内で償還期間の延長ができるものとする。ただし、条件変更改善借換資金、みやぎ中小企業復興特別資金、二重債務対策資金、事業再生計画実施支援資金、富県宮城資金(チャレンジ枠)、再生可能エネルギー推進支援資金及び“伊達な旅”整備促進資金については、最長償還期間の範囲内で償還期間の延長ができるものとする。

また、当該期間の範囲内であれば、据置期間の設定もできるものとする。

2 償還期間により適用利率が異なる融資案件の変更措置については、変更措置を実行する日から当該融資案件の融資条件に連動した適用利率に変更するものとする。

(申込み)

第5 変更措置を受けようとする者は、変更措置に係る資金を融資した取扱金融機関(以下「金融機関」という。)の所定の手続により当該金融機関に申し込むものとする。

(審査)

第6 申込みを受けた金融機関は、その内容を審査し、変更措置を行うことが適当と認めたものについて、宮城県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証付き融資の場合は協会と、中小企業団体中央会組織金融の場合は宮城県中小企業団体中央会と、小口事業資金で宮城県商工会議所連合会(以

下「商工会議所連合会」という。)又は宮城県商工会連合会(以下「商工会連合会」という。)の融資あっせんを受けた場合は、商工会議所連合会又は商工会連合会とそれぞれ協議後、変更措置を実行できるものとする。

(報告)

第7 金融機関は、変更措置を実行したときは、毎月の状況を宮城県制度融資資金条件変更措置実施報告書(別記様式)により、翌月10日までに資金の種類ごとに別表に定める機関に対して報告するものとする。

2 前項の報告を受けた各機関は、当該報告書を、金融機関から提出のあった日の同月20日までに知事あて報告するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、当該措置に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成13年11月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。ただし、第4の改正規定及び別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。ただし、別表及び別記様式の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

